

日医発 430 号（保 101）
平成 20 年 7 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

平成 20 年 6 月 27 日付厚生労働省告示第 347 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品で、薬価基準への収載希望のあったエイズ薬 1 成分 1 品目を薬価基準の別表に第 10 部追補(6)として緊急的に収載したものであります。

同時に、同日付保医発 0627003 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が、下記のとおり示されました。

また、同日付保発 0627001 号厚生労働省保険局長通知により、今回薬価基準に収載された「アイセントレス錠 400 mg」につきましては、平成 20 年 7 月 1 日より投薬期間に上限なく投薬可能となりました。投薬期間については、掲示事項等告示において、新医薬品であって、薬価基準への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して 1 年を経過しないものについては、14 日分を限度として投薬することになっておりますが、厚生労働大臣が指定するものにあつては、1 年ではなく厚生労働大臣が指定する期間とされており、本剤について厚生労働大臣が指定する期間が平成 20 年 6 月 30 日までと示されたものであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 9 月号に掲載を予定しております。

記

○ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

アイセントレス錠 400 mg

本製剤の特殊性にかんがみ、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

以上

(添付資料)

1. 官報 (平 20. 6. 27 第 4859 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正について
(平 20. 6. 27 保医発第 0627003 号 厚生労働省保険局医療課長通知)
3. 厚生労働大臣が指定する新医薬品等について
(平 20. 6. 27 保発第 0627001 号 厚生労働省保険局長通知)

(参 考)

1. 薬価基準収載希望品目一覧表 (薬効分類別) 新医薬品 (平成 20 年 6 月承認予定分)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働三四七）

○厚生労働省告示第三百四十七号
診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。
平成二十年六月二十七日
別表に第10部として次のように加える。
厚生労働大臣 舛添 要一

品名	第10部内	追用	補	(6) 薬規	単位	薬価 円
(あ) アイセントレス錠400mg					400mg 1錠	1,510.40



保医発第0627003号
平成20年6月27日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)の一部が平成20年6月27日付け厚生労働省告示第347号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法(昭和35年法律第145号)の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品(内用薬1品目)について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,239	4,168	2,958	40	15,405

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

アイセントレス錠400mg

本薬剤の特殊性にかんがみ、本薬剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	内用薬 アイセントレス錠400mg	ラルテグラビルカリウム	400mg 1錠	1,510.40



保発第0627001号
平成20年6月27日

地方社会保険事務局長 }
都道府県知事 } 殿

厚生労働省保険局長

厚生労働大臣が指定する新医薬品等について

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第10第2号（一）ハ中、厚生労働大臣が指定する新医薬品及び期間を別表のとおり定める。

なお、「厚生労働大臣が指定する新医薬品等について」（平成19年11月30日保発第1130001号）は、平成20年6月27日をもって廃止する。

別表

新 医 薬 品	期 間
・ プリジスタ錠300mg	・ 使用薬剤の薬価（薬価基準）への 収載の日から平成19年11月30日まで
・ アイセントレス錠400mg	・ 使用薬剤の薬価（薬価基準）への 収載の日から平成20年6月30日まで

(参考)

薬価基準収載希望品目一覧表 (薬効分類別)

新医薬品 (平成二十年六月承認予定分)

(内用薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
1 内625	アイセントレス錠400mg (萬有製薬)	400mg1錠	ラルテグラビル カリウム	通常、成人にはラルテグラビルとして400mgを1日2回経口投与する。本剤は、食事の有無にかかわらず投与できる。なお、投与に際しては、必ず他の抗HIV薬と併用すること。
(効能・効果) HIV感染症				